

日行連発第 1611 号
令和 4 年 2 月 7 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 水野 晴夫

事業復活支援金の運用開始に係る中小企業庁への確認について

日頃より本会の運営にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

「事業復活支援金の登録確認機関に関する中小企業庁からの協力依頼について」（令和 4 年 1 月 20 日付・日行連発第 1492 号）、「事業復活支援金に関する制度詳細の公表について」（令和 4 年 1 月 26 日付・事務連絡）にてご連絡させていただきましたとおり、今般の新型コロナウイルス感染状況を鑑み、事業復活支援金の運用が開始されております。

つきましては、制度の運用開始に当たっての確認事項について下記のとおり中小企業庁より回答を受けましたので会員への周知をお願いいたします。

引続きの支援活動に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

<会員への周知事項>

- ①行政書士が事業復活支援金の申請希望者を支援するにあたっては、一時支援金及び月次支援金と同様に『申請サポート（申請手続や WEB 申請システムの操作方法の説明等）』に止まらず、有償で申請代行（申請フォームの記入・送信）をすることが出来ます。
- ②事業復活支援金の申請にあたり、行政書士のメールアドレスを用いて件数制限なく申請代行が可能です。
- ③登録確認機関としての事前確認に際しては、必ず事前に事業復活支援金ホームページ「事業復活支援金における事前確認への協力依頼」を熟読いただき理解の上取り組まれるようお願いいたします。
事業復活支援金における事前確認への協力依頼 URL：
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/kakunin.pdf
- ④対象月の該当性判断や給付額の計算にあたっては、各月の事業収入に新型コロナウイルス感染症影響に関連する給付金等（持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金・月次支援金等）が含まれる場合は、その額を除いてください。

ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等（協力要請推進枠交付金が充てられるもの）を受給する場合（受給しようとする場合を含む。）は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する金額を、対象月の月間事業収入に加える必要があります。詳しくは、詳細資料をご確認ください。

詳細資料 URL :

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/summary.pdf

- ⑤ 事業復活支援金の申請希望者から報酬を受ける場合は、その中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も十分に踏まえ、適切にご対応いただくようお願いいたします。

※必ず事業復活支援金ホームページ (<https://jigyousei-fukkatsu.go.jp/index.html>) をご確認くださいよう会員への周知をお願いいたします。

以上